

第2章 施設等機関その他

第1節 酒類総合研究所

1 概要

明治37年、現在の東京都北区滝野川に「大蔵省醸造試験所」が酒類の醸造技術を科学的に研究する国立試験研究機関として設置され、昭和24年6月の大蔵省設置法の改正による国税庁の設置に伴い、国税庁に移管され「国税庁醸造試験所」と称されることとなった。その後「国の行政機関等の地方移転について」（昭和63年7月19日閣議決定）を受け、平成7年に設立以来の所在地である東京都北区滝野川から広島県東広島市に移転するとともに、名称を「国税庁醸造研究所」に変更した。

平成13年4月1日からは「独立行政法人酒類総合研究所」（以下、「研究所」という。）に移行し、第1期中期目標期間（平成18年3月末までの5年間）の業務が開始された。独立行政法人酒類総合研究所法（平成11年法律第164号）第3条では、研究所の目的について、「酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めること」と定められている。

第1期中期目標期間終了時の見直しにおいては、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成17年11月14日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会）の指摘内容を踏まえた第2期中期目標・中期計画を策定し、平成18年4月1日からの第2期中期目標期間（平成23年3月末までの5年間）は、国に加え民間、大学等との人事交流などの連携を促進し、より一層の成果を上げる観点から、非公務員化による事務及び事業の実施を開始した。更に、平成18年7月には、1課12室体制から1課6部門体制へと組織を再編し、業務運営の効率化を図っている。

また、第2期中期目標期間中に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）では、講習、鑑評会の酒類業界との共催化の推進、適切な課題について共同研究の積極的な推進、手数料水準の見直し等を通じた自己収入の増加等の事項について平成22年度末までに措置すべきとされた。

平成16年には創立100周年を迎えており、平成20年度は第2期中期目標期間の3年目にあたる。理事長、理事及び監事（非常勤）2名の役員4名と49名の常勤職員（平成20年7月定員ベース）の体制で業務を実施している。

資本金は98億3,308万円（全額政府からの現物出資）であり、平成20年度予算は1,249百万円（運営費交付金1,171百万円、自己収入37百万円、受託収入42百万円）である。

なお、現在は主たる事務所である広島事務所（東広島市）及び東京事務所（北区滝野川）の2箇所業務を実施している。東京事務所では国内外の酒類情報の収集や酒造従業員を対象とした醸造講習などの業務を実施するとともに、国税庁をはじめとする関係省庁や酒類業組合等

との連絡調整の役割を担っている。

2 業務内容

(1) 分析・鑑定

酒税の適正かつ公平な賦課の実現及び酒類の安全性の確保のため、独自に、または国税庁と密接に連携を図りながら酒類の高度な分析・鑑定を実施している。

独立行政法人化後、第1期中期目標期間においては、有料の受託分析や受託試験醸造を実施することとなった。また、計量法（平成18年法第10号）の改正により、工業技術院計量研究所で実施していた基準器の校正制度が廃止されたことから、研究所が計量法に基づくJCSSの認定を受け、平成15年度より国税局鑑定官室等が保有する酒精度浮ひょうの校正業務を開始した。このほか、台湾政府より台湾向け輸出酒類の日本における分析機関として認定を受け、平成17年度より分析を開始した。第1期中期目標期間中に酒精度浮ひょうの校正は555点、輸出酒類の分析は159点、受託試験醸造は3件実施した。

第2期中期目標期間では、引き続き酒精度浮ひょう等の校正業務や台湾向け輸出酒類の分析を実施するほか、平成19年度には欧州委員会からワインの日本における証明書及び分析報告書発行機関として認定されたことから、EU向け輸出ワインの証明・分析を開始した。当該期間中（平成18年度及び平成19年度）に酒精度浮ひょうの校正は1,390点、輸出酒類の分析は341点（内EU向け輸出ワイン2点）、受託試験醸造は2件実施した。

(2) 品質評価

酒類の品質及び酒造技術の向上に資することを目的として、清酒の「全国新酒鑑評会」、「本格焼酎鑑評会」及び「洋酒・果実酒鑑評会」を実施してきたが、独立行政法人化後は、これらのほか各地の酒造組合等が主催する鑑評会・品質審査会などへ要請に応じて審査員の派遣、品質評価基準の作成等の支援を行うこととなった。第1期中期目標期間中に鑑評会を毎年実施したほか、審査員派遣を102件、品質評価基準の作成の支援を8件実施した。

第2期中期目標期間では、酒類鑑評会は、関係業界団体との調整を行い、中期目標期間中に共催化等を図ることとなった。これに伴い全国新酒鑑評会は、平成19年度から日本酒造組合中央会と共催化し、平成19年6月には一般公開きき酒会を東京の池袋サンシャインシティで行い、来場者数は約3,500人であった。そのほか当該期間中（平成18年度及び平成19年度）に、審査員派遣を38件、品質評価基準の作成の支援を4件実施した。

(3) 研究・調査

第1期中期目標期間では、行政、酒類業界、消費者のニーズ及び国の科学技術政策の基本である総合科学技術会議の方針等を踏まえて計画し、社会的要請の高い「酒類原料の醸造適性要因の解明」等4課題を特別研究として実施し、また、業界にとって緊急に解決を要する「清酒の評価技術の改良」等3課題を特定研究として実施した。経常研究は、酒類の原料から製品及び消費に至るまでの研究をバランスよく行うため、研究・調査を10の研究開発領域に分けて実施することとした。成果目標は、5年間で100報の論文とした。第

1 期中期目標期間中の論文は131報、学会等発表は312件（内海外28件）であった。

第2 期中期目標期間では、独立行政法人として真に担うべきものに取り組むとともに、一層の効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、「酒類の安全性の確保」、「環境保全」及び「技術基盤の強化」の3 分野の基礎的・基盤的研究に重点化した。具体的には、特に重点的に研究資源を投入する研究を特別研究として、「麹菌培養環境応答システムの解析及び麹菌総合データベースシステムの開発」等4 課題を、また、特別研究以外の研究を基盤研究として「醸造関連微生物遺伝子の機能及び利用に関する研究開発」等10課題を実施することとした。5 年間で130報以上の論文と35件以上の特許出願、民間機関等との共同研究は年25件以上を成果目標とし、競争的資金による受託研究の獲得も積極的に推進することとなった。当該期間中（平成18年度及び平成19年度）の論文は71報、学会等発表は171件（内海外25件）であった。

（4） 講習

独立行政法人化後は、明治38年から実施している「酒類醸造講習」を酒類の品目別コース（清酒・しょうちゅう・ワイン・ビール）に変更して実施するとともに、東京事務所では、清酒製造場に勤務している酒造経験の浅い者を対象とした「清酒製造技術講習」を年3回実施することとした。また、酒類の卸売業者及び小売業者を対象に、酒類の製造方法、管理方法などの商品知識を主体とした講習である「酒セミナー」を実施することとした。第1 期中期目標期間中に、「酒類醸造講習」は132名、「清酒製造技術講習」は212名、「酒セミナー」は1,301名が受講した。

更に第2 期中期目標期間においては、実施時期を清酒の仕込みに忙しい冬期を避けるなど順次改善を行うとともに、清酒の講習では従来の「酒類醸造講習（清酒コース）」を経営者及び技術幹部を養成するための「清酒上級コース」としてカリキュラム等を見直し実施することとした。また、平成19年度からは、清酒に関して品質の鑑定などの客観的な判断を行い、官能評価結果と製造・貯蔵等に関する知識を組み合わせ意見述べることでできる専門家を養成することを目的として、試験により「清酒専門評価者」の認定が得られる「清酒官能評価講習」を新たに開始し、24名が受講した。このほか当該期間中（平成18年度及び平成19年度）に、「酒類醸造講習」は50名、「清酒製造技術講習」は74名、「酒セミナー」は1,031名が受講した。

（5） 成果の普及

第1 期中期目標期間では、国税局鑑定官室を通じた酒類業界への技術移転や研究所講演会を実施するほか、消費者の視点に立って研究等の成果を分かりやすく解説した広報誌「NRIB（エヌリブ）」の発行を行う等により成果の普及に努め、保有する特許は利用促進のため特許流通データベースへの登録や研究所のホームページにより積極的に広報することとした。情報の収集、整理及び提供では、国内のみならず海外の酒類に関する研究、酒類の安全性、健康、法律、製造法、文化等の情報を幅広く収集・整理した情報誌「お酒のはなし」を発行し提供するとともに、消費者を対象とした酒類に関する教養講座の開催、

研究所のホームページでの情報提供、消費者等からの酒類に関する相談等を実施している。第1期中期目標期間中に、「NRIB」1～9号、「お酒のはなし」1～9号、「日本酒ラベルの用語辞典（日本語版及び英語版）」を発行した。このほか、教養講座を305名が受講、消費者等からの問い合わせは1,386件、研究所施設の見学者は8,129名であった。

第2期中期目標期間においては、研究所のホームページの充実を図り、アクセス数を年15万件以上とするほか、消費者等を対象とした酒類に関する教養講座を年4回以上開催することを目標とし、当該期間中（平成18年度及び平成19年度）においていずれも達成している。平成19年度には、第1期中期目標期間に開始した情報誌「お酒のはなし」を取りまとめのうえ加筆した「うまい酒の科学」を出版し、平成20年6月現在までに17,000部発行されている。また、当該期間中（平成18年度及び平成19年度）に、「NRIB」10～13号、「お酒のはなし」10～11号、「日本酒ラベルの用語辞典（中国語繁体字版及び簡体字版）」を発行した。このほか、教養講座は438名が受講、消費者等からの問い合わせは781件、研究所施設の見学者は3,360名であった。

第2節 税務大学校

税務大学校は、税務職員の教育並びに税務に関する研究及び国際協力の実施機関として、それぞれの時代の要請にこたえるため、教育等の体系、内容及び環境の整備を行いつつ、教育、研究、国際協力に当たってきた。最近10年間の税務大学校の歩みは次のとおりである。

1 概要

- (1) 平成11年度には、国際研修の実施に当たり、研修コースの増加と研修人員の増員等への対応及び諸外国に対する正式な窓口としての係を設置する必要性が生じたことから、教務課国際研修担当に代わり、教務課に国際研修係を新設した。
- (2) 平成14年度には、一定の経験年数を経た事務職員に対して、審理等の専門的能力の維持・向上を図ることを目的とした「総合研修」を新設した。
- (3) 平成17年度には、研究部について国税庁のシンクタンクとしての研究機能の充実・強化を図るために研究部の編成を見直し、①総合研修、②通信研修会計学、③税務理論研修、④国際租税セミナー等の事務を教育第一部に移管した。
- (4) 平成18年度には、我が国への受入研修、講師派遣等、開発途上国からの知的支援（税務行政支援）要請の増加について適切に対応するために、研究部に国際支援官を新設し、研究部における税務に関する国際協力及び国際協力に基づく研修の実施に関する事務を総括させた。

また、国税庁としてのシンクタンクとしての機能を更に強化していくとの観点から、租税史料館を廃止して、租税史料を含む各種税務情報の収集・管理・分析等を組織的かつ一元的に行う体制を整えるために「税務情報センター」を新設した。

- (5) 平成19年度には、国税組織全体として審理能力・事務管理能力等を向上させ、組織の中核となる職員を育成する必要があることから、「専攻科」を新設した。

また、教育第一部及び教育第二部については、効率的な研修運営を実現するために、所掌する研修実施事務を組み替え、専門官基礎研修・本科及び専科を所掌する「総合教育部」並びに専攻科その他の税務に関する専門的な研修を所掌する「専門教育部」に変更した。

2 研修

(1) 長期研修

イ 普通科（第一コース・第二コース）

(イ) 卒業者数

年度別 普通科卒業者数

第一コース

年 度	平成11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
期 別	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68
卒業者数	374	284	258	275	349	387	487	503	544	432
男	229	176	154	154	178	224	311	300	313	250
女	145	108	104	121	171	163	176	203	231	182

(注) Ⅲ種試験（税務）採用者

第二コース

年 度	20
期 別	1
卒業者数	55
男	44
女	11

(注) 中途採用者選考試験（税務）採用者

(ロ) 教育内容等の変遷

A 平成11年度には、普通科卒業後の実務で必要性の高い「簿記会計学」や「国税通則法」等の科目について時間数を増やし、充実を図った。

B Ⅲ種（税務）採用者の減少に伴い、平成14年度から東京、名古屋及び大阪の3研修所に集約して実施することとした。

また、国際化・高度情報化など経済社会の変化に対応できる人材を育成する観点から、「国際化・高度情報化概論」を新設した。

C 平成15年度には、商法改正等に対応するため、「簿記会計学」の時間数を増やした。

D 平成16年度には、国際化に対応して英語教育の充実を図るため、従来の「英会話」に替えて、時間数も増やした上で「英語」を新設した。

E 平成17年度には、税務職員として望ましい応接態度と正しい言葉遣いを身に付けさせるため「職場マナー（接遇）」の時間数を増やすとともに、科目名を「税務基本講座」に変更した。

F 平成18年度には、実務経験期間を11か月から1年に変更したことに伴い、研修期間を13か月から1年に変更した。

また、Ⅲ種（税務）採用者の増加等に伴い、普通科の実施場所を従来の3研修所から関東信越を含めた4研修所に拡大した。

更に、きめ細かい実務的な指導を行い、実務経験期間へのスムーズな移行を図るため、卒業前の1か月間の研修を札幌、仙台、関東信越、東京、名古屋、大阪、広島及び熊本研修所の8研修所で実施することとした。

G 平成20年度には、国家公務員中途採用者選考試験（税務）の実施に伴い、当該試験による採用者を対象とする研修として普通科内にコースを新設した。

これに伴い、従前の国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）採用者を対象とする研修を「第一コース」とし、国家公務員中途採用者選考試験（税務）による採用者に対する研修を「第二コース」とした。

ロ 初任者基礎研修

（イ）修了者数

年度別 初任者基礎研修修了者数

年 度	平成11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
普通科 期 別	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66
修了者数	400	413	373	280	251	269	341	379	476	484
男	252	257	228	176	149	150	173	225	308	293
女	148	156	145	104	102	119	168	154	168	191

（ロ）教育内容等の変遷

A 平成11年度には、自己の担当する事務系統における税法や関係法令のより専門的知識の習得と事務全体の流れの理解などに重点を置いたカリキュラムとするため、税法科目の充実を図った。

B Ⅲ種（税務）採用者の減少に伴い、平成14年度から東京、名古屋及び大阪の3研修所に集約して実施することとした。

C 平成15年度には、審理事務の基本を広く学習させるため、「専攻税法（演習）」の時間数を増やした。

D 平成17年度には、専攻税法以外の税法科目の一部（「所得税法」、「相続税法」及び「法人税法」）について、選択制（1科目）を導入した。

E 平成18年度には、普通科の研修期間を13か月から1年に変更したことに伴い、初任者基礎研修受講前の実務経験期間を11か月から1年に延長した。

また、実施場所を従来の3研修所から札幌、仙台、関東信越、東京、名古屋、大阪、広島及び熊本研修所の8研修所に拡大した。

ハ 専門官基礎研修

(イ) 修了者数

年度別 専門官基礎研修修了者数

年 度	平成11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
期 別	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
修了者数	530	418	414	428	578	747	785	915	824	1042
男	435	318	316	333	429	578	578	650	597	812
女	95	100	98	95	149	169	207	265	227	230

(ロ) 教育内容等の変遷

A 平成11年度には、税務職員としての自覚や態度を身に付けさせることを目的として税務署見学を実施するとともに「職場マナー」の時間数を増やした。

B 平成12年度には、職場での職務の遂行がよりスムーズに行えるよう基礎的知識の習得のため、研修期間を3か月から4か月に延長した。

これに伴い、「専攻税法」を新設するとともに簿記等の専門科目の充実を図った。

C 平成13年度には、税務行政に必要とされる基礎的な知識を習得させるための科目として「行政法」を新設した。

D 平成17年度には、酒類行政関連の知識を付与する必要性にかんがみ「酒税法」を新設した。

また、社会人としての良識及び公務員としての自覚を高めさせるとともに、税務職員として必要な素養を身に付けさせるため、「職場マナー」の内容の充実を図るとともに科目名を「税務基本講座」に変更した。

更に、職場における基本的なマナーや応接法等に関する指導を充実させるとともに、研修生の身近な相談にこたえるため、指導教官（補佐）制度を新たに導入した。

E 平成18年度には、きめ細かい実務的な指導を行い、実務へのスムーズな移行を図るため、修了前1か月間の研修を和光校舎から札幌、仙台、関東信越、東京、名古屋、大阪、広島及び熊本研修所の8研修所に移して実施することとした。

ニ 研究科

(イ) 卒業者数

年度別 研究科卒業者数

年 度	平成11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
期 別	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
卒業者数	22	24	27	28	29	30	30	25	22	23
男	21	21	25	26	25	26	24	23	18	19
女	1	3	2	2	4	4	6	2	4	4

(注) 平成20年度は入校者数である。

(ロ) 教育内容等の変遷

平成12年度には、博士前期（修士）課程の受講を開始した。

ホ 本科

(イ) 卒業者数

年度別 本科卒業者数

年 度	平成11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
期 別	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
卒業者数	500	500	500	500	499	498	494	500	398	300
男	454	399	413	414	398	372	367	358	291	217
女	46	101	87	86	101	126	127	142	107	83

(注) 平成20年度は入校者数である。

(ロ) 教育内容等の変遷

A 平成12年度には、専攻税法及び簿記会計学等の専門科目の充実を図った。

B 平成 16 年度には、専攻税法の時間数を増やし、一層の充実を図った。

また、国際化の進展に対応するため、「国際課税入門」の時間数を増やした上で科目名も「国際課税概論」に変更し、国際課税に関する基礎的な知識の習得を図ることとした。

C 平成 17 年度には、専攻税法以外の税法科目の一部（「所得税法」、「相続税法」及び「法人税法」）について、選択制（1 科目）を導入した。

また、専門官職にふさわしい的確な判断力、説得力、応用力等を養うため、統率論、危機管理論等、実務的能力を養成する科目として「税務実務講座」を新設した。

D 平成 18 年度には、研修効果の向上という観点から、「専攻税法」以外の税法科目の一部で採用していた科目選択制を改め、実務における必要性に応じて、専攻班ごとに履修すべき科目を指定し実施した。

E 平成 19 年度には、研修生の特性に応じた研修を目的として、専攻税法研修の研修期間を前期と後期に分けて、後期においては、研修生の特性に応じ、審理班・財務会計班（法人課税班のみ）及び実務班に班編成を行った上で、よりきめ細かな研修を実施した。

F 平成20年度には、専攻する税法以外の税法の知識をより深めるため、個人課税班、資産課税班及び管理・徴収班は「法人税法」を必須科目とし、法人課税班は「所得税法」又は「酒税法及び酒税行政事務」のいずれかを選択することとし、時間数も増やした。

へ 専科

(イ) 卒業者数

年度別 専科卒業者数

年 度	平成11	12	13		14		15	16	17	18	19	20
期 別	26	27	28	29	30	31	32	33	34	-	35	36
卒業者数	550	492	464	514	400	407	414	578	726	-	739	876
男	462	408	376	423	305	313	322	425	561	-	546	627
女	88	84	88	91	95	94	92	153	165	-	193	249

(注) 平成18年度は実施されなかった。

(ロ) 教育内容等の変遷

A 平成12年度には、7月から翌年1月まで実施していた研修を9月から翌年3月までに変更した。

また、専攻税法を含めた税法科目等の充実を図った。

B 平成13年度には、9月から翌年3月まで実施していた研修を8月から翌年2月までに変更した。

C 平成14年度から専科の実施時期を経験2年目に前倒しして実施することとした。

これにより平成13年度（28期・29期）及び平成14年度（30期・31期）は2期同時に実施した。

D 平成15年度には、国際課税に関する講義の充実を図るため、「国際課税入門」を新設した。

E 平成16年度には、国際化の進展に対応するため、「国際課税入門」の時間数を増やした上で、科目名を「国際課税概論」に変更し、国際課税に関する基礎的な知識の習得を図ることとした。

F 平成17年度には、研究意欲の向上を図るとともに高い識見を身に付けさせるため、「専攻税法」の中に研究等に充てる時間を新設した。

また、専攻税法以外の税法科目の一部（「所得税法」、「相続税法」及び「法人税法」）については、選択制（1科目）を導入した。

更に、専門官職にふさわしい的確な判断力、説得力、応用力等を養うため、統率論、危機管理論等の実務的能力を養成する科目として「税務実務講座」を新設した。

G 平成18年度は、35期生から実施時期を経験3年目に実施することとしたため、実施していない。

H 平成19年度には、研修生の特性に応じた研修を目的として、専攻税法研修の研修期間を前期と後期に分けて、後期においては、研修生の特性に応じ、審理班、財務会計班（法人課税班のみ）及び実務班に班編成を行った上で、きめ細かい教育を実施することとした。

また、研修効果の向上という観点から、「専攻税法」以外の一部の税法科目について採用していた科目選択制を改め、実務における必要性に応じて、専攻班ごとに履修すべき科目を指定して実施した。

更に、実務に有用な法律科目を履修させる観点から、民法Ⅰ（総則・物権・債権（全班））、民法Ⅱ（相続・親族（資産課税班））及び会社法（個人課税班、法人課税班及び管理・徴収班）を必修科目とした。

I 平成20年度には、専攻する税法以外の税法の知識をより深めるため、個人課税班、資産課税班及び管理・徴収班は、「法人税法」を必須科目とし、法人課税班は、「所得税法」又は「酒税法及び酒税行政事務」のいずれかを選択することとし、時間数も増やした。

ト 専攻科

卒業生数

年度別 専攻科卒業生数

年 度	19	20
期 別	1	2
卒業生数	100	100
男	82	83
女	18	17

平成19年度に、審理、事務管理等の重要かつ高度な職務に必要な知識、技術等を習得させ、税務行政の中核となるにふさわしい職員を育成することを目的として専攻科が新設された。

専攻科のカリキュラムは、①実践的な税法解釈・適用能力及び審理面からの施策等の企画立案能力を養成するとともに、先端的経済取引等の税法周辺の実務知識を習得させるための科目（審理系科目群）と、②税務行政が直面する諸課題を的確に把握し、対応策を企画立案する能力や効果的・効率的な組織運営及び組織管理に必要なマネジメント能力を養成するための科目（事務管理系科目群）から編成されている。

チ 税務理論

（イ） 修了者数

年度別 税務理論研修修了者数

年 度	平成11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
回	21	22	23	-	-	24	25	26	-	27
修了者数	4	5	5	-	-	5	6	6	-	7
男	3	5	4	-	-	4	4	3	-	4
女	1	0	1	-	-	1	2	3	-	3

（注） 平成14、15及び19年度は実施されなかった。

(ロ) 教育内容等の変遷

A 平成11年度には、Ⅰ種採用者の局調査官としての勤務期間の延長に伴い、従来1月から6月までであった研修実施時期を、1月から3月までに変更した。

これにより、授業時間が大幅に減少したことから、各税法科目等の時間数を減らすこととした。

B 平成13年度には、税法を理解するための基礎科目として「民法」を新設した。

C 平成16年度には、行政法等の法律科目を学ぶ上での基礎科目として「法学概論」を新設するとともにⅠ種採用者には高い管理能力が求められることから管理者としての在り方を理解させるために「管理者教育」及び「危機管理論」を新設した。

また、国際化の進展に対応するため、「国際課税法」の時間数を増やし、充実を図った。

なお、Ⅰ種採用者の局署配属時期の変更に伴い、従来1月から3月までであった研修実施時期を4月から6月までに変更した。

D 平成17年度には、租税法を体系的、理論的に理解させるため「租税法通論」の時間数を増やし、具体的事例を用いた討議方式の「租税法演習」を新設した。

また、租税政策に関する基本的な思考法を理解させるとともに税務行政運営の企画・立案能力を高めさせるため「租税政策論」及び「比較税務行政論」を新設した。

更に、高度なマネジメント能力を養成するため「マネジメント論」の時間数を増やした。

E 平成20年度には、訴訟社会の到来を踏まえ、実務上の有用性が高い税務訴訟の現状、司法改革及び要件事実論等を内容とする「租税訴訟手続概論」を新設した。

リ 国際租税セミナー（基礎・実務コース）

(イ) 修了者数

年度別 国際租税セミナー修了者数

基礎（一般）コース

年 度	平成11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
期 別	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
修了者数	150	150	300	300	299	300	300	300	298	199
男	117	106	234	224	214	209	221	216	207	149
女	33	44	66	76	85	91	79	84	91	50

実務（特別）コース

年 度	平成11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
期 別	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
修了者数	70	100	100	100	100	100	100	100	100	100
男	57	80	80	76	69	69	62	69	75	69
女	13	20	20	24	31	31	38	31	25	31

(ロ) 教育内容等の変遷

A 平成12年度には、社会・経済の急速な国際化の進展に的確に対応していくために、国際課税実務に関するより多くの高度な専門的知識等を有する職員を早期に育成することが重要であるとの観点から、研修期間を6か月から4か月に変更するとともに、名称を国際租税セミナー特別コースから実務コースとし、研修人員を30名増員して100名とした。

更に、国際渉外要員育成コースと海外取引調査要員育成コースに分けて研修を実施することとした。

B 平成13年度には、社会・経済の急速な国際化の進展に的確に対応していくために、国際課税実務に関するより多くの基礎的知識等を有する職員を早期に育成することが重要であるとの観点から、研修期間を3か月から2か月に変更するとともに、名称を国際租税セミナー一般コースから基礎コースとし、研修人員を150名増員して300名とした。

C 平成14年度には、確定申告直後の事務運営に配慮して、従来4月から5月までであった基礎コースの研修実施時期を5月から6月までに変更した。

D 平成15年度には、実務コースの国際渉外要員育成コースについて、国際課税の制度面に関する幅広い知識の習得を目的として、「国際課税論」及び「国際法」の時間数を増やした。

E 平成17年度には、基礎コースについて、税務の実務で必要とされる「金融取引」を新設した。

また、実務コースの海外取引調査要員育成コースに「EU諸制度」を新設した。

F 平成18年度には、実務コースの見直しを行い、海外取引調査要員育成コースの教育内容を基本とするカリキュラムに一本化した。

(2) 短期研修

イ 本校短期研修

(イ) 平成12年度には、「広報」に広聴事務の内容を加え、研修名を「広報広聴」に変更した。

(ロ) 平成13年度には、酒類業者に対する広域的な支援活動の企画・立案及び経営支援を担当する職員を養成するため、「酒類行政セミナー」を新設した。

(ハ) 平成14年度には、次の見直しが行われた。

A 総合研修の導入に伴い、税法を担当する総合研修担当教育官を対象とする「教育官（総合研修）」を新設した。

B 会計学に関する高度な専門的知識及び技能を習得させるため、簿記会計担当教育官を対象とする「教育官（簿記会計）」を新設した。

C 上記A及びBの新設により、普通科担当教育官等を対象に実施していた「教育官」の研修名を「教育官（普通科）」に変更した。

- D 「ADP (SE)」については、国税庁主催研修との整理統合を行うとともに、カリキュラムの見直しを図り、研修名を「情報システム (SE)」に変更した。
- E 「機械化調査特別」については、カリキュラムの見直しを図るとともに、研修名を「IT調査特別」に変更した。
- F 「酒類行政セミナー」については、研修日数を大幅に増やし、研修名を「酒類行政事務 (Ⅰ)」に変更した。これに伴い「酒類行政事務」の研修名を「酒類行政事務 (Ⅱ)」に変更した。
- (ニ) 平成15年度には、情報公開事務を担当する職員を対象とする「情報公開」を実施した（平成16年度より会議に併せて実施することになったため廃止）。
- (ホ) 平成17年度には、次の見直しが行われた。
- A 「研修担当者」及び「教育官（総合研修）」については、研修内容が共通していることからこれらを整理統合し、「総合研修ゼミ担当者」を新設した。
- B 「滞納整理」については、研修内容を審理事務の充実のために必要な内容に変更し、研修名を「徴収審理」に変更した。
- (ヘ) 平成18年度には、次の見直しが行われた。
- A 「評価 (Ⅰ)」に国税庁主催研修「評価」を統合し、研修日数を増やした。
- B 「管理特別事務」の研修名を「管理事務」に変更した。
- C 「酒類行政事務 (Ⅰ)」を「酒税行政」に、「酒類行政事務 (Ⅱ)」を「酒類行政基礎」にそれぞれ研修名の変更をした。
- D 府省間配置転換職員に対し、税務行政の基礎的事項、税法全般に関する基礎的知識及び専攻税法に関する知識を習得させることを目的として、「府省間配置転換職員に対する内定後研修」を新設した。
- (ト) 平成19年度には、「情報システム (SE)」の基礎知識の習得部分について、国税庁主催で実施するeラーニング研修に移行し、研修日数を大幅に短縮した。
- (チ) 平成20年度には、「酒類行政基礎」を国税局主催研修に統合することにより廃止した。
- ロ 地方短期研修
- (イ) 平成14年度には、税務を取り巻く環境の絶え間ない変化に十分に対応できるよう、職員の審理等の専門的能力の維持・向上を図ることを目的として、経験年数に応じて実施するⅠ課程からⅣ課程までの「総合研修」を新設した。
- (ロ) 平成20年度には、「階層別研修」のうち、「中級実務研修」及び「初級実務研修」を廃止した。

ハ 短期研修の実施状況

短期研修実施状況表

年度 実施場所	平成11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
本 校	1,581	1,714	1,884	2,010	2,103	2,148	2,127	2,201	2,217	2,084
地方研修所	6,116	5,806	4,523	8,392	11,793	11,140	11,518	11,691	10,933	10,432
計	7,697	7,520	6,407	10,402	13,896	13,288	13,645	13,892	13,150	12,516

(注) 人員は修了者数である。

(3) 通信研修

イ 通信研修会計学

平成14年度まで6日間で実施していた面接授業を、学習範囲の拡大に対応するため、平成15年度に8日間、平成18年度に9日間、平成20年度に11日間と日数を増やした。

ロ 通信研修税務会計

国税庁Ⅰ種採用者を対象として、税務理論研修から除かれた会計学を補完するため及び税務行政の企画・立案に必要な会計学に関する専門知識を習得させるため、平成11年度に新設した。

平成19年度には、財務省Ⅰ種採用者で国税局調査部に勤務する者を研修対象者に加えた。

ハ 通信研修英語

平成12年度には、「英語（Ⅰ）」の研修人員を50人増員し、100人とした。

ニ 通信研修実施状況

通信研修実施状況表

年度 科目	平成11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
会 計 学	736	359	484	344	593	580	537	555	516	497
税 務 会 計	4	5	5	-	5	6	3	3	21	13
英 語 （Ⅰ）	39	88	81	79	76	100	97	98	98	99
英 語 （Ⅱ）	289	291	289	285	290	293	294	291	287	294
計	1,068	743	859	708	964	979	931	947	922	903

(注) 人員は修了者数である。

(4) 国際研修

税務大学校研究部においては、国際業務課との協力の下、開発途上国の税務職員等を対象とした各種研修のカリキュラムを策定するとともに、それらの研修において講義等を提供している。各種研修の概要については第2編第5章第3節1技術協力を参照。

3 研究

(1) 法制上・執行上の課題の研究を基本とする理論研究については、昭和46年に設置された研究部の前身である租税理論研究室当時の取組を継続している。

(2) 平成13年度には、研究機能の一層の充実を図るため客員教授の委嘱を開始した。

(3) 平成17年度には、研究部の情報発信機能の充実策の一環として「税大ジャーナル」を創刊した。

また、研究機能の一層の充実を目的として、従来からの理論研究に加え、各種税務データ等を用いた実証研究を開始した。

(4) 平成20年度には、客員教授等からの寄稿を得て「税務大学校論叢40周年記念論文集」を発刊した。

(5) 租税史料館においては、平成11年度に展示史料を記録することを目的に「租税史料図録」を発刊して以後、毎年の特展展示につき「特別展示図録」を発刊し、平成13年度には、毎年度の租税史料館の活動実績を記録し、内外に紹介することを目的として「租税史料年報」を創刊した。

更に、所蔵史料の紹介とその解説を内容とする「租税史料叢書」の刊行を再開した（昭和60年創刊、平成10年から同16年まで休刊）。

なお、租税史料館は、平成12年度には、保有する歴史的資料を適切に管理・公開等する機関として、総務大臣の指定を受けた。

(6) 平成18年度には、税務に関する一般的・歴史的な資料・情報の収集整理及び提供や、それら資料・情報の分析や学術的な研究を行う部署として「税務情報センター」を設置し、租税史料を含むこれら資料・情報の収集・管理等を組織的かつ一元的に行う体制を整備した。

なお、これに伴い租税史料館を廃止した。

第3節 国税不服審判所

1 概要

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う機関である。

国税不服審判所では、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、国税の賦課徴収を行う執行機関（税務署等）と審査請求人との間に立つ公正な第三者的立場で、審査請求事件を調査・

審理して裁決を行っている。

(1) 機構

国税庁の「特別の機関」（昭和45年5月から昭和59年6月までは「附属機関」であった。）として、本部をはじめ、各国税局（沖縄国税事務所を含む。）所在地に12の支部が置かれているほか、7の支所（新潟、長野、横浜、静岡、京都、神戸及び岡山）が置かれている。

なお、本部の所在地は平成12年7月に中央合同庁舎第4号館から、財務省本庁舎に移転した。

(2) 定員

国税不服審判所の定員は、平成11年度は456人であったが、平成12年度に22人が増員され478人となり、平成18年度には1人削減され477人となった（官職別の定員は、209ページのとおりのとおり）。

なお、国税不服審判所発足以来、平成21年4月までに国税庁の組織外から任用された者の数は、延べ178名であり、内訳は、裁判官62名、検察官43名、司法研修所終了者1名、大学教授等5名、公認会計士等2名、税理士5名、裁判所書記官49名及び法務事務官11名である。そして、国税不服審判所長をはじめ、東京国税不服審判所長、大阪国税不服審判所長などの枢要な役職に、発足以来、裁判官又は検察官出身者が就任している。

また、平成19年から、国税審判官として、弁護士、税理士、公認会計士又は大学教授若しくは准教授の職であった経歴を有する民間専門家の公募を実施し、平成20年7月までに税理士を5名採用している。

国税不服審判所の定員

(平11. 4. 1現在)

官 職 本・支部		所長	審判官等						管理課（室）				合計	
			次長	首席	次席	部長	審判官	副審判官	審査官	課(室)長	補佐	事務職員		行(二)職員等
本部		1	1			1	7	2	1	1	1	9	2	26
支 部	札幌			1		1	4	3	4	1		2	1	17
	仙台			1		1	6	4	3	1		2	1	19
	関東信越			1		2	9	8	13	1		4	1	39
	東京			1	1	5	31	17	47	1	1	5	1	110
	金沢			1		1	3	2	3	1		2	1	14
	名古屋			1	1	1	14	8	14	1	1	2	1	44
	大阪			1	1	5	26	16	34	1	1	8	1	94
	広島			1		1	7	6	11	1		3	1	31
	高松			1		1	5	5	2	1		2	1	18
	福岡			1		1	4	5	4	1		3	1	20
	熊本			1		1	3	5	3	1		3	1	18
	沖縄			1			3	1	1					6
計				12	3	20	115	80	139	11	3	36	11	430
合計		1	1	12	3	21	122	82	140	12	4	45	13	456

国税不服審判所の定員

(平21. 4. 1現在)

官 職 本・支部		所長	審判官等						管理課（室）				合計	
			次長	首席	次席	部長	審判官	副審判官	審査官	課(室)長	補佐	事務職員		行(二)職員等
本部		1	1			1	7	2	6	1	1	9	2	31
支 部	札幌			1		1	4	3	4	1		2	1	17
	仙台			1		1	6	4	3	1		2	1	19
	関東信越			1		2	9	8	15	1		5	1	42
	東京			1	1	5	34	18	50	1	1	12	1	124
	金沢			1		1	3	2	3	1		2	1	14
	名古屋			1	1	1	14	9	13	1	1	5	1	47
	大阪			1	1	5	23	15	29	1	1	10	1	87
	広島			1		1	7	6	14	1		3	1	34
	高松			1		1	5	4	3	1		2	1	18
	福岡			1		1	4	5	4	1		3	1	20
	熊本			1		1	3	5	3	1		2	1	17
	沖縄			1			3	1	1			1		7
計				12	3	20	115	80	142	11	3	49	11	446
合計		1	1	12	3	21	122	82	148	12	4	58	13	477

2 国税不服審判所の事務運営

(1) 事務運営の基本

国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的立場に立って審査請求事件を適正かつ迅速に処理することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営に資することを目的として設置されたものである。この目的を達成するため、発足以来、①争点主義的運営、②合議の充実、③納得の得られる裁決書の作成、の3点を事務運営の基本方針としている。

(2) 事務運営における取組

司法制度改革を背景として、裁判の迅速化に関する法律が施行されたなど国税不服審判所を取り巻く環境の変化に伴い、公正な第三者的機関として、事務運営を機動的、効率的に行い、適正・迅速な裁決の実現を図るため、①国税不服審判所における不服審査は、原則1年以内に処理する、②充実した調査・審理に基づく適正な裁決を行う、③簡潔、明瞭な裁決書を作成する、の3点を平成17事務年度（平成17年7月1日～平成18年6月30日）から具体的目標として掲げて事務運営を行っている。

(3) 事務運営の改善

イ 事務手続の整備

審査請求事件の裁決に当たっては、その内容の妥当性とあいまって、それを担保すべき審査手続の公正さが図られなければならない。そこで、審査事務に関し必要な事務処理手続等を定めた「審査事務提要」（昭和46年2月制定）や、支部における審査事務の執務要領を定めた「審査事務の手引」（平成11年6月制定）を随時見直し、一部改正等を行って事務手続の整備を図っている。

ロ 事務の合理化

国税不服審判所では、平成13年度に、全職員にパソコンを配備して本部・支部間をつなぐネットワーク環境（審判所WAN）を構築し、この審判所WANの活用により、情報の共有化の促進及び本部・支部間の連絡体制の強化を図るとともに、審査事務提要、各種様式、審判所情報等を掲載し、ペーパーレス化を推進するなど、審査事務を通じた各種事務処理の効率化・合理化を図っている。

(4) 審査請求事件の発生、処理状況等

イ 発生の状況

審査請求事件の年間発生件数は、平成3年度以降、3,000件前後で推移しており、平成11年度以降では、平成15年度の3,435件をピークに平成18年度の2,504件まで漸次減少していたが、平成19年度に4年ぶりに増加に転じ、平成20年度の発生件数は2,835件となっている。

(イ) 税目別発生状況

平成11年度以降の10年間の税目別発生件数及び構成割合をみると、申告所得税関係1万524件（36%）、法人税関係5,059件（17%）、相続・贈与税関係2,372件（8%）、

消費税関係8,109件（27%）、徴収関係2,808件（9%）、その他884件（3%）となっている。

この10年間の税目別構成割合の傾向は、申告所得税関係は40%台から30%前後に漸次減少、法人税関係は10%台から20%台で推移、消費税関係は20%台から30%台に増加傾向にあり、相続・贈与税関係及び徴収関係は10%前後で推移している。

（ロ） 収受態様別発生状況

同様に収受態様別の状況をみると、異議申立ての決定を経て審査請求されたものが2万3,768件（80%）、異議申立ての決定を経ない、いわゆる始審的審査請求が3,965件（13%）、異議申立て後3か月を経過しても決定がないことによるものが924件（3%）、合意による又は他の審査請求に伴うみなす審査請求が1,099件（4%）となっている。

この10年間の収受態様別構成割合は、異議申立ての決定を経たもの（80%前後）といわゆる始審的審査請求（15%前後）で全体の9割以上を占めており、その割合に大きな変動はみられない。

ロ 処理の状況

審査請求事件の年間処理件数については、発生件数と同様、平成3年度以降、3,000件前後で推移し、平成11年度以降では、平成15年度の3,706件をピークに平成19年度の2,404件まで漸次減少したが、平成20年度には5年ぶりに増加して2,812件を処理している。

なお、平成11年度以降の10年間の処理区分別処理件数及び構成割合をみると、審査請求人の主張がなんらかの形で受け入れられたもの（全部又は一部取消し）は4,717件（15%）、棄却したものは2万281件（65%）、却下したものは2,738件（9%）、取り下げられたものが3,420件（11%）となっており、この10年間に構成割合の大きな変動はみられない。

ハ 国税通則法第99条に基づく国税庁長官への意見の申出状況

国税不服審判所は、納税者の正当な権利利益の救済を目的として、公正な第三者的立場で、国税庁長官の通達に拘束されることなく独自の調査・審理に基づき最も適正妥当と認められる法令の解釈・適用により裁決を行っている。もっとも、税務行政の統一的な運用の観点から、国税不服審判所長は、①国税庁長官の発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決するとき、又は②他の国税に係る処分を行う際における法令の解釈の重要な先例となると認められる裁決をするときは、あらかじめその意見を国税庁長官に申し出なければならないとされている（国税通則法第99条第1項）。

発足以来、これまで国税庁長官に意見の申出をしたものは9件で、平成11年以降の申出事案は次の1件である。

- ・ 「居住用家屋の共有持分を追加取得した場合が、租税特別措置法施行令第26条（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）第2項に規定する「家屋を二以上有

する場合」には当たらないとした事例」（平成21年2月20日裁決）

これは、①の「国税庁長官の発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決するとき」に該当するとして、あらかじめ意見の申出をしたものであり、その意見は、審査請求人の主張を認容し、処分の全部取消しを相当とするものであった。

国税庁長官は、国税不服審判所長が申し出たこの意見を相当と認める指示をしたので、国税不服審判所長の意見のとおり裁決がされている。

ニ 実績の評価

審査請求事件の処理に当たっては、迅速に納税者の正当な権利利益の救済を図る観点から、原則として、1年以内に処理することを目標としており、平成16事務年度（平成16年7月1日～平成17年6月30日）には、「審査請求の1年以内の処理件数割合」を国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価における業績指標とした。そして、平成19事務年度（平成19年7月1日～平成20年6月30日）までは「80%」を、平成20事務年度（平成20年7月1日～平成21年6月30日）においては「85%以上」を目標値に設定して取り組み、各年度とも目標値を上回る処理件数割合を達成（平成20年度は92.6%）している。

（5） 裁決事例集の発行

国税不服審判所の裁決の公表については、国税通則法(昭和37年法律第66号)上に明文の規定はなく、行政不服審査の性格上公開すべきものではないと考えられるが、国税不服審判所が行政部内における最終的な納税者の権利救済機関であることから、その裁決結果については、税務部内はもとより、一般納税者、関係行政機関、学界等で広く関心が持たれており、また、裁決を公表することは、信頼される税務行政を実現するための一助となる。

そこで、昭和46年5月には、発足以来の裁決のうち、重要なもの、先例となると認められるもの等を選定の上、固有名詞を匿名として編集した「裁決事例集」を刷成し公表した。この「裁決事例集」は、それ以降おおむね年2回刷成し、平成21年3月現在で75号まで刊行しており、その登載数は1,894事例に上る。

第4節 国税審議会

1 概要

国税審議会は、財務省設置法第21条の規定に基づいて設置されている審議会である。

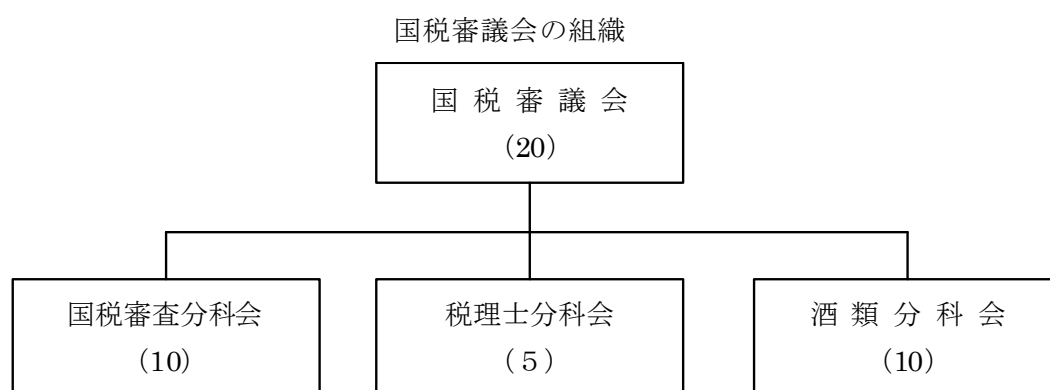
（1） 設置の経緯

国税審議会は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）に基づき定められた「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）に基づき、それまで国税庁に設置されていた国税審査会、税理士審査会及び中央酒類審議会の3つの審議会を統合する形で、平成13年1月6日に発足した。

（2） 組織及び所掌事務

国税審議会は、20人以内の委員で組織することとされ、国税審査分科会、税理士分科会

及び酒類分科会の三つの分科会が置かれている。なお、委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。



(注) 括弧内の数字は、定員を示す。

各分科会の所掌事務は次のとおりである。

イ 国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う等の場合において、国税庁長官から意見を求められた事項の調査審議（国税通則法第99条第2項）

ロ 税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分の審議（税理士法第12条、第47条第4項）

ハ 酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合の審議、酒類の製法・品質等の表示の基準又は重要基準の審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第85条、第86条の8）

ニ 酒類製造業者における酒類の製造（又は輸送）に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示（又は勧告）後の命令に当たり意見を述べること、酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合並びに酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令に当たり意見を述べること（エネルギーの使用の合理化に関する法律第16条第5項及び第64条第3項、資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項）。

なお、国税審査分科会はイ、税理士分科会はロ、酒類分科会はハ及びニの事務を所掌している。

2 審議の状況

国税審議会は、平成13年1月の発足以来、これまで年1回程度（計11回）開催しており、主な議題は、各分科会における審議状況の報告及び最近の税務行政の動向等である。

3 分科会

（1） 国税審査分科会

イ 国税審査会

国税審査分科会の前身である国税審査会は、国税に係る審査請求事件の処理について第三者の公正な意見を反映させるために、国税通則法の規定に基づき、国税庁に設置されていた機関である。

国税審査会は、昭和45年以来、国税庁長官が国税不服審判所長から国税通則法の規定に基づき申し出のあった意見を相当と認めたため国税審査会の議決に至らなかった事件、また、時宜に即した重要な裁決等について説明を行うとともに、意見交換を行っていた。

ロ 審議の状況

国税審査分科会は、平成13年以来、これまで年1回程度（計7回）開催している。

国税審査分科会は、時宜に即した重要な裁決等について説明を行うとともに、意見交換を行っている。

なお、国税不服審判所長が国税庁長官に対し、国税通則法の規定に基づき意見を申し出た審査請求事件はこれまでに9件あるが、いずれも審査請求人の主張を容認するものであり、かつ、国税庁長官がその意見を相当と認めたことから、国税審査分科会が国税審議会からの付託を受けて議決を行い、これに基づき国税庁長官が国税不服審判所長に指示した事例はない。

（２） 税理士分科会

イ 税理士審査会

税理士分科会の前身である税理士審査会は、昭和55年の税理士法改正により、従前の税理士試験委員を改組して、昭和56年4月1日に設置された機関である。

税理士審査会は、税理士試験の実施及び大蔵大臣の諮問に応じて税理士に対する懲戒処分について審議することを目的とし、懲戒手続の合理化、慎重化を図るために制度化されたものであった。

税理士審査会は、租税に関する学識経験者のうちから大蔵大臣が任命する委員3名をもって組織されていた。

また、税理士審査会には、税理士試験の問題作成及び採点を行う試験委員並びに懲戒について審査を行う懲戒審査委員を置き、いずれも税理士審査会の推薦に基づき、大蔵大臣が任命していた。

ロ 審議の状況

税理士分科会は、平成13年以来、これまで年4回～6回（計37回）開催している。

これまでに、国税審議会から税理士分科会に付託されて審議された事項は、次のとおりである。

（イ） 税理士試験の試験問題について

（ロ） 受験資格の認定の申請について

（ハ） 試験免除の申請について

- (ニ) 税理士試験の結果について
- (ホ) 指定研修の実施結果について
- (ヘ) 税理士等懲戒処分事案について
- (ト) 「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」について

(3) 酒類分科会

イ 中央酒類審議会・地方酒類審議会

酒類分科会の前身である中央酒類審議会は、酒税法の規定に基づいて設置されていた審議会である。中央酒類審議会の当初の設置目的は、①大蔵大臣の諮問に応じて酒類の生産、供給及び価格の重要な事項について調査審議し、また②国税庁長官の諮問に応じて清酒の級別について調査審議することであったが、昭和50年以降、酒類業界の直面する諸問題について調査、審議を行い、その結果は、国税庁及び酒類業界の指針とされた。

平成11年以降では、平成12年12月に「酒類における有機等の表示基準について」答申されている。

なお、酒税法の規定に基づいて設置されていた地方酒類審議会は、各国税局に設置され、国税局長の諮問を受けて清酒の級別審査を行い、また、平成4年の級別廃止後は、特定名称の清酒の品質評価等を行っていたが、平成13年1月5日に廃止された。

ロ 審議の状況

酒類分科会は、平成13年以来、これまで年1回程度（計9回）開催している。

これまでに国税審議会から酒類分科会に付託されて審議された後に国税審議会において答申とされたものは、次のとおりすべて酒類の製法・品質等の表示の基準又は重要基準に係るものであり、国税庁長官が酒類業者に対し命令を発する場合に係るものはない。

- (イ) 「酒類における有機等の表示基準の一部改正について（答申）」（平成14年12月）
- (ロ) 「未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部改正について（答申）」（平成15年6月）
- (ハ) 「清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正について（答申）」（平成15年9月）
- (ニ) 「酒類の表示の基準における重要基準を定める件について（答申）」（平成15年11月）
- (ホ) 「酒類における有機等の表示基準を定める件の一部改正について（答申）」（平成16年2月、平成20年6月）
- (ヘ) 「未成年者の飲酒防止に関する表示基準について（答申）」（平成17年9月）
- (ト) 「地理的表示に関する表示基準について（答申）」（平成17年9月）
- (チ) 「酒類における有機等の表示基準を定める件の一部改正について（一部答申）」（平成20年5月）

これらの答申を受けて、国税庁は「酒類の表示の基準における重要基準」（平成15年12

月19日国税庁告示第15号)を制定し、また、「酒類における有機等の表示基準」(平成14年12月24日国税庁告示第11号、平成20年6月12日国税庁告示第18号、平成20年7月3日国税庁告示第22号)、「清酒の製法品質表示基準」(平成15年10月31日国税庁告示第10号)、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」(平成17年9月28日国税庁告示第22号)及び「地理的表示に関する表示基準」(平成17年9月28日国税庁告示第23号)の改正を行った。

第5節 土地評価審議会

土地評価審議会は、土地評価の一層の適正化を図るため、昭和50年の税制改正により、昭和50年6月、各国税局と沖縄国税事務所に設けられた。

この審議会は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員、土地評価に関する学識経験者を委員として構成され、相続税等の土地の評価に関して国税局長と沖縄国税事務所長が意見を求めた事項について調査審議することになっている。

なお、国税局長と沖縄国税事務所長は、農地等の相続税の納税猶予に係る農業投資価格の決定に当たっては、土地評価審議会の意見を聴くものとされている。